

和歌山県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条第1項の規定に基づき、関係機関でネットワークを構築することにより、県内の関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、和歌山県障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は第1条の目的を達するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者差別に関する事案等の情報共有及び構成機関等への提案に関すること
- (2) 障害者差別の解消の推進のための取組に関する協議・提案に関すること
- (3) 障害者差別の解消の推進に関する構成機関相互の協力要請の調整に関すること
- (4) 市町村等から情報提供のあった事案又は協力を求められた事案への対応に係る協議に関すること
- (5) その他障害者差別の解消の推進に関すること

(構成)

第3条 協議会は別表に掲げる行政機関、その他関係団体により構成するものとする。

(座長)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課長（以下「障害福祉課長」という。）をもって充てる。

(協議会)

第5条 協議会は必要に応じ開催し、座長が招集する。

- 2 座長は必要と認めるときは、構成機関以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、第2条各号に掲げる事項に係る専門的な調査又は検討を行うため、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の出席者その他協議会に関与する者又は関与していた者は、正当な理由なく、協議会に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、障害福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別表

関係団体	和歌山県身体障害者連盟
	和歌山県障害児者父母の会連合会
	和歌山県自閉症協会
	和歌山県精神保健福祉家族会連合会
	和歌山県難病団体連絡協議会
	和歌山県知的障害者福祉協会
	和歌山弁護士会
	和歌山県社会福祉士会
	和歌山県経営者協会
	和歌山県商工会議所連合会
	和歌山県商工会連合会
	和歌山県中小企業団体中央会
	和歌山県隣保館連絡協議会
行政機関	和歌山地方法務局
	和歌山労働局
	和歌山県市町村
	和歌山県教育委員会
	和歌山県警察本部
	和歌山県企画部人権局人権政策課
	和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課